

## 陸 碩 南 の 宗 教 論

定 平 元 四 良

## 1

明治20年代は、かの鹿鳴館欧化主義の反動として、国粹保存主義の昂揚期といわれている。華やいだ欧化の風潮のなかで、地表では色褪せながら、地下水の如く命脈を保っていた儒教、仏教思想の復活と、「大日本帝国憲法」の発布と「教育に関する勅語」の煥発に発現された国家主義思想による民族の主体性確立の時期とみなされている。

文明開化の動向に伴って、隆盛一途の基督教界を嫉視しながら、仏教界は明治維新当初の廢仏棄釈の法難以来の低迷状態を一気に挽回せんものと、後述する諸事件を好材料として、反基督教論を展開した。また、民族の主体性の確立は、神社と天皇を中心とする家族国家觀に基づく国民共同体を確立することによって成就されると考えた。明治政府は祖先崇拜を源泉とし、神社と現人神としての天皇を超宗教的宗教の対象とすることによって、神道を仏教、基督教の上に君臨せしめようとする底意があった。この国家主義思想のもつ宗教性は、一神教の信仰に立つ基督教の容認し得ないところである。明治20年代における国家主義思想と基督教との衝突は、仏教の基督教攻撃によって増幅されたものであるが、今日に至るまで根源的に解決されたとはいえない。この未解決の問題に対して、偏狭な国粹主義から自己を区別して国民主義を唱えた陸碩南は、当時如何なる見解を示していたであろうか。

碩南・陸実は安政4年津軽藩士中田謙斎の二男として青森県弘前に生れた。明治12年、23才の時、絶家になっていた親戚の平民陸家を再興し陸姓を名乗った。明治16年太政官文書局（のち内閣官報局と改称）に勤務し、21年官報局を辞職し、『東京電報』を発刊するに至るまで官報局編輯課長として「官報に登載すべき書類の編輯并に印刷を掌る」

ことに従事していた。ここで、イギリス、フランス、ドイツ、ロシアなどの新聞記事の中から、官報に掲載する事項の取捨選択に携わっていた。この間に得た知識が儒教的教養とともに彼の思想を形成する上に重要な役割を果したと考えられる。彼が狭隘な国家主義や偏狭な国粹主義者になり得なかったのは、この経験の故であろう。そして、その一切を日本にかけたといわれる碩南は、万世一系の皇統を世界に誇るべきものとした。しかし、天皇主義者にはなりえなかったのである。

ジャーナリスト碩南が『日本』紙上で宗教に論及する場合、宗教本質論を展開しているのではなく、時事問題としてとりあげているのであり、彼自ら行政面から論説するものであるといっている。そして、神社非宗教論を主張しているのである。以下、碩南の宗教に関する論説を順次とりあげ、その神社非宗教論をみてみよう。

碩南の神社非宗教論は一部神道家達のいう、仏教や基督教やその他諸宗教に優越する超宗教としての神道觀に基づく神社非宗教論を展開しているのではない。碩南は、国民論派とする自己の立場を、固陋な国粹保存主義者達と区別したように、祭政一致を主張する神道家に対しては批判的見解を示している。また、碩南の西歐的教養は、「森刺殺事件」（宗教上の怨悪に出でたるか。陸碩南全集第2巻13頁—以下全集の引用は巻数と頁数を示す）。「内村鑑三不敬事件」この事件に対しては、事件の報道をしているが、当時の『日本』紙上には碩南の論説は見当らない（後述する如く碩南からみれば内村の態度は不敬ではないからである）。2年後、井上哲二郎の『宗教と教育との衝突』によっておこった論争に対して、碩南は「教育と宗教」（4-229～237）という論評を書いているが、その中で簡単に触れているのみである。さらに、「久米邦武事件」に対しても、「神道論者の寄稿」

(3-463) という簡単な一文を草しているにすぎない。これらの事件に対する論説を、できるだけ詳細にみるとことによって、羯南の見解を明確にしていく。

1889年(明治22年)憲法発布の日、文部大臣森有禮が、神官の子西野文太郎によって刺殺された事件、「暗殺をめぐる評価が、当時はもとより、今日でさえ確定していない」<sup>1)</sup>といわれているこの事件についての東京經濟雑誌記者の記事「サテ刺客は如何なる理由を以て大臣に殺意を挾むに至りしやと云ふに、今日までの風説にては、宗教上の怨悪に出でたりと想像するより明かなる事実あらざるなり。

(中略) 西野の遺書世間に漏るるに及び、其事全く宗教上の嫉妬に出でしこと著明となれり。西野は神官の子にして自分も亦た深く神道を崇拜し、伊勢の廟宮の如きは最神聖侵すべからずと思惟し、近頃蘇耶教(ソノママ)増進の景況あるが為に私に心を悩ませしに、偶々森君が伊勢廟に於て礼を欠くことありしとの風聞世間に頭はれしかば、愈々其思慮を痛めて(中略)予輩は神道の信仰の熱心激して終に此に至るを悲しむなり<sup>2)</sup>と、その原因を宗教上の嫉妬に求めた説に対して、羯南は、極めて特異な見解を示している。「伊勢の大廟は純粹に宗教上の建物なるか、此点は吾輩の考察を要すべき所なりとす。今仮りに一の耶蘇徒ありて本願寺の堂宇を毀ちたりと仮定せよ、而して一の真宗熱心家ありて此の信徒の暴行を悪み、遂に刃傷に及びたりと仮定せよ、吾輩は之を宗教上の出来事というを適當とす。然れども伊勢大廟を本願寺堂宇と同一視すべからざることは、学理上の空論は暫く措き、日本臣民として日本帝国の境土内に住するものの否む能はざる所なり」<sup>3)</sup>という。そして、西野の行為の原因を、宗教的熱情に求めるのであるならば、森はイエスの忠実な僕ではなかったし、他に幾人も対象とされるに相応しい耶蘇教徒がいるという。羯南は、森の行為——ステッキで神簾をあげ内部をのぞいたといわれている行為を問題としていない。それは、その風説の真否が明らかでないと同時に神社非宗教の考えに

よるものである。羯南は「大廟なるものは日本帝室の宗廟にして、即ち日本国民の祖宗の大廟として吾輩の尊敬すべき所なれば、神道信者と否とに拘らず、苟くも日本帝室の臣民たるもの守るべき礼儀なりとす。而して此の大廟に敬礼を表することは、其の神靈に向て冥福を祈る為にあらずして、万世一系の帝室に向て臣民の礼を執るが為なりと云ふも可なり。吾輩は伊勢大廟の如き祠宇に尊敬を加ふを以て、日本国民の政治的儀式の一なりと断言す」<sup>4)</sup>したがって、西野の兇行を宗教上の事にあらずして、政治上の事なりと断言するに躊躇しないといっている。伊勢大廟が宗教的建造物でないが故に、宗教的熱情に原因を求めるのではなく、伊勢大廟への尊敬は政治的儀式の一なるが故に、政治上の事として、日本刑法には皇陵に対する罪の罰則があるが故に、この事件はその観点からみるべきだというのである。一匹夫が白晝刃を提げて、帝国大臣の一人を刺殺するに至ったことは、極めて重大なことである。この兇変の原因を明らかにして将来の戒めとすることの重大さを指摘し、一般新聞紙上に喧伝されている宗教的原因説に対し、上記の論評を加えたことは、宗教的軋轢が人心のみならず、森有禮は基督教徒であるとの風評からくる対外政治に及ぼす影響を憂慮したためであろう。それにしても、事件当時の新聞(『新聞集成明治編年史』)に「西野文太郎の碑に貴顯紳士が回向」「西野文太郎今や人気の中心」という記事が出たり、憲法発布一周年に際し、「西野文太郎一周年祭挙行」の広告が出たというところに、当時の風潮を窺うことができる。「国体教育主義の教育の創立者」といわれた森文部大臣は国体主義者の兇刃に倒れたのである。

## 2

久米邦武の祭天古俗事件<sup>5)</sup>といわれる筆禍事件に対して、羯南の論評はどのようなものであったか。この問題に対し、多数の投書が寄せられたが、新聞『日本』に掲載されたのは一、二であった。そのため田口を擁護しているのではないかと憶測せられた。その誤解を解くため、やむなく「神道

1) 朝日ジャーナル編『日本の思想家』上 112 頁。

2) 陸羯南全集第2巻 13, 14 頁。

3) 同上 2-14。

4) 同上 2-14。

論者の寄稿」(3-463)という社説(明治25年4月8日)を書いたのである。そこで、投書を『日本』紙上に掲載しなかった理由を5ツ<sup>⑥</sup>あげている。その中で最も重大な理由は「凡そ事の皇室に連なるものは吾人は臣民として公然と之を問題とすることを憤まざるべからず。然らざれば反て不測の結果を生じ、学理の為一転して國の安寧を害せん。久米氏の如きは唯だ其の身の学者たるを知りて稍々臣民の義務を忘れたり。吾輩は久米氏を尤むるに此の点を以てし、又た神道家の寄書を載せざるにも此の理由」(3-464)であるといっている。そして、新聞『日本』は時事を論評するもので、純粹の学説を論究するものではない。況んや「皇祖皇宗に敬を表する礼儀の一端」を学問上の論題として、その真偽を論争するようなものを掲載するわけにはいかない。久米、田口両氏に与せざると同時に、神道家諸氏にも与みすることが出来ないといっている。

政論新聞である『日本』が、純粹に学説を論究するものでないというのは理解できるとしても、皇室——臣民——徳義の前に思考停止をしてしまっているようにみえるところに問題がありはしないだろうか。久米の神道、仏教、儒学に偏信の意念を去って、公正に考えることを史学の責任となした姿勢は、「神道は祭天の古俗」の内容に批判を向けるとともに、羯南の肯定しなければならない点と考える。その点について一言もしていないのはどうしてだろう。羯南の限界という表現をすることは極めてやさしいが、彼のいだく思想の本質を考察する時充分に検討しなければならない。

5) 久米邦武が「神道は祭天の古俗」を『史学会雑誌』に発表した時(明治24年10月~12月まで3回連載)には、問題とされなかった。それが翌年1月、田口卯吉の個人的雑誌『史海』に一括して転載された。転載にあたって田口は、「余は此篇を読み、私に我邦現今の或る神道熱信家は決して緘默すべき場合にあらざるを思ふ、若し彼等にして尚ほ緘默せば、余は彼等は全く閉口したるものと見做さざるべからず」という挑発的序跋を附したことから、「神道者諸氏」の久米に対する攻撃が開始され、久米は3月4日に帝国大学教授を非職となり、『史学会雑誌』『史海』は安寧秩序を乱すという理由で発売禁止になった。国体の名による学問弾圧の一頁を飾ることになった。

6) 猶南の挙げた5つの理由とは

- (1)久米、田口(両氏)の論は学理上の考究にして毫も実行上に計画を為すものにはあらず。而して之に対する駁論は多くは徳義上の攻撃に傾くものなり。
- (2)久米氏は其の論文の誤りある旨を広告して暗に其の説の忌諱に触れることを謝し、尋て氏は殆ど其の論文の為に官職を黜けられたり。著者が斯く窮境に陥りたるの姿あるに猶ほ其の人身攻撃に近き駁論を載すは卑怯なり。
- (3)久米田口両氏は有力の学者なりと雖ども、其の一論一説は二千余年来我国人の脳裏に浸銘せる敬皇の念を動すに足らず。両氏に向って其説の謬妄を弁ずよりも寧ろ、説を立てたる其心の軽躁を認むるに如かざるなり。
- (4)学説は学問其物の為めのみに吐くものにあらず、必ず人間社会の利弊得喪を考慮して而後に吐くべきものなり。例へば『何故に父母に孝を竭くすべき乎』との問題を討究するは学問上一種の材料に相違なきも、普通の感念ある者は之が討究を避くべき筈なり。久米氏の失は此の普通の感念なきに坐するのみ。其の説の曲直は言ふに足らず。
- (5)本文に掲載。

羯南は、明治26年9月16日~20日の間、5回に亘って「教育と宗教」という社説を『日本』紙上に掲載した。これは、井上哲次郎によって提起された「教育と宗教の衝突」論争に対する論評である。彼は、「吾輩は疎懶にして未だ何れの著論をも一読せしことあらずと雖ども、問題の係る所は大抵之を知る」といい、「宗教と教育との学理的争論は、吾輩の為に干与すべきにあらず。吾輩は国家行政上此問題を如何にすべき乎に付き一言を費さんと欲す」(4-230)と論ずる立場を明らかにしている。さきの「祭天古俗事件」と同じである。

「帝王の尊も加ふる能はず、相將の威も屈する能はずとは、学者僧侶が其の理想界に逍遙する間のみ」(4-230)と。宗教——理想界、教育——俗界と判然と区別し、俗界の立場から宗教を、基督教をみている。俗界の中で最も重要なのは、国家であり国民意識である。欧州各国においても、公立学校を僧舎より分離して、教育を国家の業とした。羯南はヨーロッパにおける国民国家成立の由来の一つは、国家の教会からの解放であると認識していたのである。宗教が教育に関係すれば、勢い國家の権力——国家としての固有の性格及体面、を維持する権力に従わなければならぬ。少なくとも調和しなければならない。基督教徒がその宗教に伴うところの外国風俗を尊崇し、我が国民の性格に破壊的攻撃を加えるならば、少なくも教育社会は之を排除しなければならない。所謂「宗教と教育との衝突」という問題を斯様な問題とし

てとらえている。仏教は既に我国俗と調和して衝突はない。基督教が若し仏教の如くであるならば、教育と衝突することはない。教育と基督教が相い容れないのは、基督教が、未だ我社会と慣れないからである。換言すれば、宗教がその伴い来れるところの外俗を棄てずして、反って我が国俗に抵抗するからである。憲法は明らかに信教の自由を認め、勅語は德育の要旨を諭している。宗教と教育の問題は、国俗行政に当たる人達が早急に解決しなければならない問題である。宗教は元来、精神上のものであって、国俗の異同に拘わることではない。それが国土の風習と衝突するのは俗界に入るからである。宗教も俗界にかかわれば、国俗行政の方針と抵触する事たるを免れない。国俗行政の一部である教育行政は、宗教のために国俗を変すべきか、将た国俗のために宗教を拒むべきか。此の問題は絶対的には決し得ないけれども、教育そのものの本旨としては後者であろう。然し、禁制は調和にしかず。調和とは、宗教をして其の伴い来れるところの風習を棄てしむるにある。そうなれば宗教と教育は並び行われると主張する。

教育特に德育の方針は、所謂倫理学とは異なる。倫理学は理想に基づき、德育は国俗に循う。国人固有の心理はこの中で育成せられる。人道は一つであるが、人事（日常的所業）は千差万別である。德育は人事に循ひて人道を講ずるもので、倫理学は人道に基づきて人事を評するものである。二者を混同すべきではない。教育は人事に循って人道を行はしむる目的とする。宗教は神命に拠りて人事を律せしむるのである。神命そのものは、超自然的、超世俗的であるから、一般的世俗の人事と相容れないものがある。そして、宗教は神命に加え或る國土の風習を伴い、一種の僻見を以て一般の人事に臨むが故に、往々他の國土の一般的情念と相反することがある。基督教の現況はそれに近いものがある。教育は元来普通的感情、即ち俗情を適当に養成するにあるが故に、俗情に反するものとは自ら衝突するのである。宗教は俗界に入らば宜しく一步を譲るべきである。国俗行政の当局者は、憲法に基づきて信教の自由を明白にすべきである。同時に国俗の維持発展に充分意を用い、国の性格を損わない限り制度の末節の改むべきは改め、基督教の信徒をも他の信教者と同じく国礼

の下に服従せしむるべきである。国俗を妨害し国礼に逆抗する者は行政上其の取締を厳正にすべきである。

さて、我が国で公認宗教というのは、仏教と神道とであり、基督教は公認宗教ではない。公認でないというのは、牧師や長老という宗教的身分が法的に公認せられていないということである。公認宗教といつても、国の保護を受けるものではない。神道を国教と見做すこともできない。公認宗教は不公認宗教と共に布教の自由を有するより外に何等の特恵もない。此の点で基督教と他の宗教と何等の差違もない。但だ内務省の社寺局はその名称の如く、専ら神道佛教の二者を管理するにすぎない。基督教がこの管理下にあるか否かは不明確である。基督教を公認すれば、神道佛教からの反撥があり、明白に不公認にすれば外国の信を失う。したがって、曖昧にしておくにしかずというのが政府の行政方針である。

この曖昧主義は教育上にも現われている。神道佛教系の学校は充分に監督しているが、基督教系の学校は、腫れ物に触るようである。この様な学校では、教育と宗教との衝突はない。当局者が此の種の学校を、外国附属の物と見て、監督を厳正にしないところに、教育と宗教の関係を曖昧にしている証拠がみられる。

勅語の捧読又は聖影の拝礼は、輓近、創始された教育的儀式であって、其の得失については議論もあるが、我が国俗からみて、尋常一様の事で怪しむ所はない。それに兎角の理由をつけて拒否すべきでない。教育と宗教との衝突として講究に価する。其の他、教育と直接に関係ないけれども、賢所参拝とか神宮参詣に、基督教徒は異議を唱えている。類似の例はいくらもある。

以上の如き事例をみれば、教育と宗教の衝突といわれているのは国礼と宗教との衝突ともいえる。この点において、「吾輩夫の神道なるものの将来に付きて当局者に一考を煩はさざるべからず。神道派の中心ともいふべき神宮教会は、不完全ながら其の教門を弘むると同時に、又た国礼を講ずるを以て自任するなり。而して国家法制の上に於ても斯る事体を宗教の部に認め置くが故に、基督教徒の眼より見れば国礼は是れ一の宗教儀式なり。従って国礼に服従することは他宗教に帰依す

ることと為り、従って國の教育も亦た彼等の目には一種の宗教臭味を帯ぶる所の教育とのみ見ゆるなり。」(4-234)といっているが、それが単に制度上の不明瞭からくる弊害とみているところに問題がある。神社が内務省から宮内省に行政の管轄が移行することにより、神社非宗教となる。したがって、同一儀式が宗教儀式とみられなくなり、すべての国民が服従すべき国礼となるというのである。

当局者は基督教徒を文明国人の親友なりとして厚遇し、甚しきは一部教徒に依頼して外交の円滑を図らんとしたこともある。当時の政府が内地雑居の一準備として基督教徒を優遇したことは争ふべからざる事実である。ところが、23年の「教育勅語」はこのようなムードに水をさした。其の後、教育又は国礼に対する基督教の関係は種々の点に於て衝突を促がした。斯る紛議の種子をそのままにしておいて、内地雑居の準備が完了したとはいえない。と行政の立場から論じている。

基督教徒は、教育問題についても、一般的教育家よりもすぐれた意見述べる能力がある。然し、彼等は國の教育に容喙する体質を具へていない。それは国民的精神を有し得ないからである。何故なら、今ま基督教徒の重なる者は直接に外国教会の資を仰ぐに非れば、間接に外国政府の禄を受けている。此の点に於て彼等は充分に国民的精神を有し得ない。従って我が國の教育と衝突せざるを得ないのは悲しむべきことである。だが、憲法は信教の自由を認めている。基督教を国禁とすべきではない。「教育と宗教」の学理上の衝突は永久に止まらざるべきも、実際の調和は、双方交互の推究を以て、國という場に一致点を見出すべきである。

教育と宗教の衝突は、一転すれば国際問題となるべきものである。この問題を解決しなければ、西洋人との円滑な交際は成立し得ない。此の問題を放置したまま内地を外人に開放するというのは、紛議の種子を社会の腹中に播き置くに均しい。将来の趨勢を考えれば、教育家たる者は勅語を解釈するを以て本分を尽すとなきず、宗教家も宜しく不利を忍びて國俗との調和を講究すべきである。最後に、神道家及び仏教徒にいうことは、基

督教を仇視するなかれということである。これあるが故に、教育との衝突が起こったのである。基督教に厭ふべきは唯だ外俗を伴ふ点に在る。若し國俗の一切を改めて歐州風と為し、社会を根抵より革命するに非れば基督教化にあらずと言はず、この宗教は我国を亡すの野心あるものと謂はざるべからず。然らば到底國の教育と相容るるものとならない。と碩南はいっている。

井上哲次郎は『教育と宗教の衝突』で、神道系、仏教系の雑誌に掲載されている記事を引用し、基督教徒の不忠不義を詰りながら、最後に、基督教徒の不敬はその教義からくるもので、一時従順を示すものは社会の制裁を恐れてそうするのであって、眞の基督教徒ではない。要するに「耶蘇教は非国家主義にして忠君愛國を重んぜず、其徒は己れの主君も如何なる國の主君も皆之れを同一視し、隠然宇宙主義を取る、是故に到底勅語の精神と相和すること能はず、勅語は固より如何なる宗教の信者も、之れを拒絶することなきも、耶蘇教徒自ら之れに反せざるを得ざるの傾向を有するものなり」<sup>7)</sup>といっている。碩南がいう國俗に基督教徒が従順でないのは、井上は基督教の教義のしからしむるところだという。井上の引用した事例が悪意に満ちた中傷と誤解にもとづくものであったとしても、また、不忠の論証が「偽哲学者」といわれるような杜撰なものであったとしても、それらの基督教徒の行為を教義からでてくるものだといっていることは、碩南が教義は問題ではない、基督教徒が我が國俗に馴むことであるというにとどまっているのよりは、正鵠を得たものである。碩南は森有禮の行為や内村鑑三の行為を直接に批判していない。むしろ、固陋な国粹保存論とは一線を画していたし、反基督教運動に狂奔する神道家や仏教徒には批判的だった。國俗としての神社拝礼の持つ宗教性も認識していた。したがって、基督教の教義が提起する問題性も理解していたが、彼は対決よりも調和することを願っていた。調和を得るためにには、神社非宗教論を展開するしかなかったのである。

月18日, 32年7月9日～16日, 6-144, 307～315), 「宗教法案」(32年12月12日～23日, 6. 397～402)を書いている。これらの社説は、英國をはじめ各國と締結された改正条約が、1899年(明治32年)7月17日から一せいに施行せられるという事態に対応している。「今や新条約実施の準備として、官民の共に講究すべき問題は一にして足らず、而かも其の最も解決に困難なりとするは、宗教問題の如きを然りと為さん。」(6-144)という書き出しで始まる「昨今の宗教問題」の所論をみてみよう。

新条約実施に伴う宗教問題とは、今後、政府は如何にして基督教の布教を管理するかの問題である。明治6年2月「切支丹宗禁制の高札撤去」(太政官布告書第68号)以来、基督教は黙認されてきた。明治23年の帝国憲法発布後に於ても、黙認ということには変化はなかった。法的には神道、仏教と同様の管理対象とはなっていない。しかし事実に於て神道、仏教と同一に取扱おうとした。例えば、監獄の教誨師に牧師を採用したことなどである。一方に於て、政府は神社非宗教の所置をとつてきた<sup>8)</sup>ことを掲南は、宗教行政の一革新であるといっている。神道は、その宗教たる部分は頗る孟浪杜撰、仏教に敵すべくもなく、これと争うことを断念し、仏教もまた神道を宗教視せず、唯だ国家の古礼として相い調和して今日に至っている。

「今日の官制果して神社局を置くとせば、是れ時勢に適する有効の改革といふべし。吾輩は同時に夫の神官等の今後成るべき宗教の範囲に侵入せざらんことを望み、政府亦た相当の措置を正統なる神道団体に施すの必要を知らんことを望むなり。神道なるもの国法上に於て既に宗教界を駆逐せらるるとせば」(6-145)国法上及び行政上に残る問題は、基督教を公認すべきや否やの点に在る。この問題は、ただ宗教界の宿題たるのみならず、行政上及び外交上の宿題として、朝野の久しく焦慮しているところである。この宿題を解決するためには、「教育勅語は勿論其の他の宮廷の儀式及び國家の典礼にも多少の影響がある。例へば賢所参拝、伊勢神宮其他皇祖宗の陵廟に対する敬礼等の如き、少なくとも形式上基督教の服従し難きもの

一にして足らざるなり」(6-145)斯る複雑な要件を度外視して、單に行政上又は外交上より此の問題を直截に解答は出し得ないであろう。それだけに、基督教を公認視しているような、さきに述べた教誨師の採用などの政府の措置は大早計に失するのである。斯様に神道は宗教ではなく、国家の古礼であるとしながら、その古礼の形式が持つ宗教性を完全に否定し切ることはできなかった。

改正条約の実施に伴って起こる外人雜居の準備として考えられた宗教問題は、それぞれの対応を呼び起した。政府は行政上より如何に外人の宗教を取扱ふべき乎と案じ、仏教徒は布教上より如何に基督教と競争すべき乎と思ひめぐらし、教育家は如何にせば外人の学校に勅語の主旨を存立せしめ得べきかと疑い、国学者は国体上より如何にせば外教の破壊力を防ぎ得べきかと憂慮し、而して外国宣教師及び基督教徒は、日本政府が宗教問題をどう決定するかと危惧している。それぞれの立場を考慮すれば、政府は現在のままの曖昧主義をとるのが賢明である。仏教徒は仏教を国教と定めることを主張し、国学者は基督教に厳重な制限を加えよという。教育家は外人の学校にも布教を禁ずることを希望し、外国人は布教の自由が完全に保証されることを欲するであろう。かかる複雑な問題に一刀両断の解決は殆んど不可能である。したがって、出来る限り従来の慣行に依るのが無難なのである。

ついで、神道、仏教、基督教のそれについて論じている。神道は所謂報本反始の礼で、後世の冥福を祈り又た現世の安身を願ふことは疎なるが故に、宗教にあらずというのもいるが、従来、神仏二教と並称されているし、今猶社寺局の管理下に置かれているから、慣行上一宗教と認定しなければならない。しかし、政府は、神社及び祠官に関する管理を全く布教行政から除外すべきである。また、一種の宗教として世間に云われている神道各派を、公認から除外して、国法上宗教視することを廃すべきである。それは、「皇祖皇宗の靈位をして宗教家の玩弄物たるを免れしめんが為」

(6-308)である。神道各派が宗教として仏耶二

8) 「教宗派の教師は神社において布教するを得ざる件」「明治31年2月22日社寺局通牒管乙第245号」

教宗派ニ属スル教師ニシテ神社ニ於テ布教ヲ為ス者往々有之哉ニ相聞工候処右ハ神社ヲ以テ宗教ニ混同スルノ嫌アリ神社ノ管理上甚ダ不都合ニ候間以後神社ニ於テ右等ノ所業無之様取締方特ニ注意有之度命て依リ此段申進候也。戸村政博編「神社問題とキリスト教」 43頁。

宗と相い駢馳することは、直接には神宮に累を及ぼし、間接には皇室の尊嚴を損ずる恐れがある。したがって、神道各派を国法上より宗教たるを禁ずるか、不公認宗教の部類に入れるべきであるとするのである。

仏教を公認教とするかどうかは殆んど講究する必要はない。それは、仏教が公認教であることは従来の慣行上明白であるからである。但し、仏教各派の中には邪教淫祀の類として公認し難いものがあることを注意しなければならない。

残るは基督教であるが、憲法は或る条件の下に信教の自由を許し、条約が外国人の我国に布教する権利を認める今日、苟も社会の秩序を害せず臣民の義務に背かない限りは、何宗たるを問はず、信仰の自由及び布教の権利を束縛すべきではない。しかし、基督教を今日直ちに公認教とすることは、従来の慣行と相容れないのみならず、外交上も紛議の端を啓く恐れがある。何故なら、公認教は政府の干渉監督下に在り、時としては命令を聽かなければならぬ。而して基督教派は其の本拠を今日猶ほ外国に置くものが多くある。即ち基督教は今日日本の公認教たる能はざる事情がある。問題は教義の如何にあらずして、この点にある。要するに、基督教を公認するのは時期尚早である。そもそも、本来、宗教なるものは政府の監督及び保護に因つて貴さを加えるのではない。布教の自由についても、仏教各派の如く政府の鼻息を伺ふていることは宗教家の榮誉ではない。また、神道、佛教末派の動もすれば官威を藉りて愚民に臨まんとするものと、基督教は大いに異なる故に、不公認教の部類に入って自由を享受することは、基督教にとって有利ではあるまいか。

ここで今一度宗教と教育との関係について考えてみよう。抑も教育と宗教とは、德育という観点から考えてみると、殆ど判然と区別できないものである。宗教は何派の教義であっても王法を重んぜざるはなく、帝權を擁護するに傾かざるはない。特に我が国の神道は勿論仏教各派も古より皇室の藩屏であるから、教育勅語の主旨即ち德育の主旨に対しては衝突しない。したがって、私立学校に於ての布教も何の弊害もないであろう。

9) 例へば伊勢の神宮に司庁を置き、皇族を以て祭主とするが如き、官國弊社に宮司を置き、祭典に地方官を参向せしむるが如き、若しくは、海外派遣の官吏をして、賢所に参拝せしむるが如き、皆な此の国体を維持する制度なり。(6-312)

日本帝国に於て「国体」というものは、種々に解釈はあろうけれど、最狭義に解釈すれば、所謂国体とは、建国以来連綿不易の皇室を万世に奉護して其の尊嚴を中外に保つ、ということを指すものであろう。此の国体を維持するために、最も適切な制度は、皇祖皇宗の神靈に対する敬礼を、日本臣民の公徳上共通の義務とする制度<sup>9)</sup>を考えることである。凡そ祭典儀式は皆な其の起源に於て宗教と相ひ密着するものであるが、今日では国祭国儀の類も必ずしも宗教と相関係せず存立している。日本に於ける神社、神官及び祭典は、国体を維持する要具で、今は殆ど宗教とは関係のないものである。行政上猶ほ之を宗教と共に管理するのは便宜上の事である。しかし、宗教問題の解決を要する今日、早急に特別の管理法を設けて、中外の誤解を防ぐべきである。

夫の神道派と自称する宗教諸団体は、此の国家的祭典儀式を利用して存在している。國家が若し之を宗教と公認するときは、国家の祭典儀式亦た自ら一の宗教的祭儀と誤解せらるるようになる。宮廷及び政府が一宗教の典式を特に採用するものと誤解せられると、宗教界の反目は、宮廷及び政府に累を及ぼすのみならず、国体を維持する制度は、以て一宗派を維持する手段となり、日本臣民に共通るべき公徳は、宗教界に於て意外の攻撃を受けることになる。元來神道派と自称する宗教家は、毎に此の共通の公徳を私せんと欲する弊習あるが為に、我が「国体」を動もすれば一宗教の専売品とならんとする傾がある。況んや神道派の中に淫祀邪教と目せらるるものは、皇祖皇宗の諸靈を汚すことになる。斯る弊習を杜絶せんとするならば、国典国儀の制度を特立せしむると同時に、神道派の諸宗教団体を非公認にするほかはない。是れが宗教問題を解決するの第一歩である。以上の如く、碩南は基督教界の問題点（外国ミッションとの関係）を指摘するとともに、神道界の現況をよく把握し、これを批判することによって、国体の健全さを保持しようとしたのである。

黙認の形をとっており、それは帝国憲法発布後も変化していないといったが、改正条約の実施は、政府がいつまでもそのような姿勢をとりつづけることを許さなくなった。1899年（明治32年）12月、第14回帝国議会に第一次宗教法案が提出された。時の総理山県有明の提案理由の説明<sup>10)</sup>の中に政府の考え方方が示されている。この宗教法案に対して、堀南は3回にわたって以下の如く社説で論じている。基督教を如何に待遇するかは、明治時代的一大問題である。欧米各国との改正条約では布教の自由を許し、帝国憲法も信教の自由を認めている以上、基督教を法律上明らかに宗教視することを避けることはできない。今回の宗教法案は一面時勢の必要に促され、他の一面に於ては、明治時代的一大宿題に裁断を与えるものであることが期待された。この立法の主眼は、切支丹宗門禁制時代の余習を一掃して、苟も安寧秩序を妨げず、風俗を壞らざる限り、また臣民の義務に背く行為あらざる限りは、如何なる宗教にも国家はその存立を認めなければならない。といいながら「本案の大体は一切の宗教を無差別に待遇するに在りと雖ども、吾輩の希望を言へば、夫の神道派と自称する者をば宗教以外に排除し、基督諸派をば公認以外に放任し、唯だ佛教各派のみを公認して之に多少の特典を与ふると同時に之を監督するにあり」（6-398）と自己の立場を明らかにしている。しかしながら、神道を宗教として否定することは公衆の誤解を招き、基督教を非公認とすれば教会教師の政事に関与することを防げず（宗教法案第37条——教師ハ政治上ノ意見ヲ発表シ其ノ他政治上ノ運動ヲ為スコトヲ得ス）又外人をして危惧を抱かせる。結局、監督の如何によりては弊害も少なく、保護を受くる点よりすれば、事実上最も多く其の恵に与るのは佛教だからいいだろうという考えを示している。

基督教を神道佛教と同様に扱うことを目的とするこの法案に対して、特に、佛教側からの反対が強かったようである。明治編年史をみると、佛教各派中の二大勢力たる東本願寺派は絶対反対、西本願寺派は修正を加え賛成。東本願寺は、佛教に対し新法案が何等特別の待遇なく、新来の外教（基督教）と同一に取扱うことは不公平であると主張し、西本願寺は、憲法の本文に信教の自由を許すという以上は、如何なる宗教といえども、之を国家に於て同一法規に律するは至当の処置であつて、佛教のみを特別待遇しろというのは姑息至極であると主張している（明治編年史第10巻472頁）。新聞『日本』は、この法案を否定することは、角を矯めんとして牛を殺す結果となると記している。堀南は基督教を速かに我が国俗に馴ませ、神道、佛教徒の横暴を矯正せんがためこの法案に賛成したのだと考えられる。結局のところ、この宗教法案は否決されてしまった。そして、1927年

（昭和2年）1月第二次宗教法案が提出されたが、審議未了となった。議会議事速記録<sup>11)</sup>をみると前回よりは、ずっと議論が精緻になっているが、問題の本質が変わったわけではない。基督教を神道、佛教と同様に取扱うことを意図されたこの法案は、昭和4年2月12日、第一次宗教団体法案として第56回帝国議会に提案されたが審議未了となつた。この時の法案提案理由の説明にある「教化団体トシテ国民精神ノ作興ノ上ニ貢献セシムベキ趣意ニ相成ツテ居ルノデアリマス」を読む時、昭和初期の日本が理解される。この団体法案は昭和14年74回帝国議会で成立した。切羽詰った時代がきたのである。（『神社問題とキリスト教』97頁）

国民主義を主唱する堀南は、かつて、五十鈴川の清流に漱ぎ、鬱蒼たる榎木の下を徘徊し、伊勢の大廟を拝し、徐に我が建国の悠遠なるを追憶したとき、「我が皇室は、唯り歴史上政治上の主権者

10)「今ヤ百般ノ制度略々備リ国家進軍ノ機漸ク熟セムトスルニ当リマシテ宗教法ノ設ガナイト言フコトハノ欠点ト存ジマス、依ッテ本回政府ヨリ本案ヲ提出致シタ訳デアリマス、近來宗教法ニ關シマシテハ世間ソレヲ論ズル者ガ多々アリマスルガ、其説ク所各々異同ハアリマスケレドモ、之ヲ要スルニ国家ト宗教ノ関係ヲ定メ又ハ宗教団体ノ権利義務ニ關シテ適當ノ規定ヲ設ケテ之ヲ保護監督セナバナラヌト言フコトニ帰著致スト存ジマス、抑々信教ノ自由ハ憲法ノ保証スル所デアリマスルガ故ニ其由來ノ如何ヲ問ハズ又宗教ノ異同ヲ論ゼズ国家ハ信仰ノ内部ニ立入ッテ干渉セザルコトハ勿論ノコトデアリマス、加え努メテ其自由ヲ保タシメナケレバナラヌコト存ジマス、併ナガラ其外部ニ現ル所ノ行為に附キマシテハ例ヘテ申シマスレバ寺院教会ノ設立又ハ信徒ノ結集其他教規定制等總テ其外部ニ現ル、所ノ形ニ至リマシテハ國家ハ之ヲ監督シテ社会ノ秩序安寧ヲ妨げズ又臣民ノ義務ニ背カナイヤウニ致スト申スコトハ是レ國家ノ義務デアルノミナラズ又職責ニ属スルモト存ジマス。戸村政博編「神社問題とキリスト教」 59頁。」

11) 戸村政博編「神社問題とキリスト教」 74~96頁。

にてましますのみならず、又道徳上国民の宗家にましませり」(1-533)との考えを深くしたのである。国民をして純粋な愛国心を發揮せしめ、国家統一の安定を計り、國體の健全を保つためには、伊勢太廟の神聖を守護しなければならぬ。その為には現行の内務省管轄から宮内省の管轄にしなければならない。何故なら「太廟は我國家成立の元首たる皇室の宗廟なり。殊に我国の如く、皇室は国民の宗家たる國体に在ては、間接には又国家の宗廟なり。而して宗廟の事は倫理上の事にして、政治上の事に非らず。」(1-533)したがって、太廟を行政庁なる内務省の管轄となすとは当を得たものではない。政治上の事は概ね利便によって決せられるからである。倫理上の事は利便によって決せられるべきではなく、したがって、純粋なる政務外の官職によって管掌さるべきである。加うるに、二年後には国会が開設される。行政上の費用は皆国会の議決を経なければならない。すると、今日の如く、太廟が内務省の管轄にあれば、太廟の取扱いは議院の一顰一笑によって其の軽重が問はれるようなことで、太廟の神聖尊嚴を保護することができるであろうか。

これは、明治21年9月『東京電報』に掲載された「伊勢の太廟、皇室と行政府との関係」の要旨である。帝国憲法発布の前年である。この年の4月、首相伊藤博文は内大臣三条実美に憲法・皇室典範草案の脱稿を報告した。ついで7月、枢密院議長伊藤博文は書記官長井上毅に枢密院で問題になった点につき、憲法草案再検討を指示している。(憲法修正案の確定は翌年1月である)この時期に碩南は上記の如き所見を述べたのである。天皇は政治上の主権者のみならず道徳上国民の宗家であり、太廟は皇室の宗廟であるという考え方から、神社非宗教論がでてくるのである。特定の宗教を信ずるのは個人の自由である。天皇に表敬するのは、個人の選択の自由に委ねられるものではなく、国民道徳的行為なのである。宗教的行為から除外されなければならない。したがって、神社は非宗教でなければならない。

上記の社説を書いた約10日後に「政府の公認は宗教に如何なる利益を与ふべきや」(21年10月)という一文を草している。これは、憲法発布を前に、

信仰自由の事項は未確定という風聞ありし故か否かは定かでないが、切支丹制禁の高札撤去以来15年、依然として黙許の中にあって、現存する幾多の障害を打破すべく新島襄、小崎弘道、徳富猪一郎、竹越与三郎其他の基督教徒が「基督教公許の建白」を元老院に提出したことを批判したものである。元老院は直接この建白書に対して答えていない。碩南は、公認宗教とはいかなるものか、公認とは如何なる方法か、いかなる点まで公認するのか、などの制度が確立していないが故に、基督教公認の利害は論じられないし、安易に基督教派の建白に賛成しないといっている。信仰の自由、布教の自由がある現在、政府が宗教に干与することは許されない。神社仏閣に下附する保護金は、宗門を保護するのではなく、全く古い建物保存の費用にすぎない。其職員及教規の認可は、宗教の保護というより、寧ろ僧侶社会の紛糾を監督するためのものである。僧侶社会の屢々の紛糾が、俗社会の煩累を為すが故に監督するのであると、当時の佛教社会を厳しく批判した。宗教は政府の干渉を受けて却て発達を害されるものである「干渉を受くるの宗教は猶な園丁の手芸を受くる樹木の如く、自由なる宗教は、猶ほ平野に偃蹇せる樹木の如し」(1-546)といっている。

政府は、元来、宗教の発達を謀るものではない。只政治上の利益の為に宗教を制御するのである。宗教が只儀式にとどまる事を歓迎する。人民の思想感情にまで影響を与えることは好まない。しかし、そのような無影響な状態は宗教家の好まないところである。宗教家がその本来の姿を保たんとすれば、政府の手を離れて独立するに如かない。ジャーナリスト碩南が、当時の宗教界をみての批判である。宗教家が政治家の庇護の下に在るべきでないというのは正しい。然し、公共の墓地には神葬仏葬の間に十字架の墓標をみると珍しくないから、基督教も何の不便もないという観察は果して妥当であろうか。「社会の耳目を以て自任する新聞記者、初め正々堂々自由信仰の議論を唱へしものあるも、宗教の争激甚を加ふるや、手を供ねて傍観し、佛教徒が如何なる乱暴をなし、基督教徒が如何なる迫害を受くるも、殆ど全く之を新聞紙に記載せず」<sup>12)</sup>というのが憲法発布前の情況で

ある。当時の毎日新聞は「斯の如く政府及び社会が基督教に対し他の宗教と其の取扱を異にするの実例目前に横はれるにも拘はらず一種の論者は心に宗教自由の説を可認しながら筆には基督教が不幸の地位に立つの事実なきが如きことを記し」<sup>13)</sup>と論じている。堀南の考え方は後述する如く、神道を非宗教とし、仏教を公認宗教とし、基督教を非公認宗教とすることである。宗教の政治からの独立を説くのは、その限りは正しいが、最初に述べた如く、行政の眼であることを見すごすことはできない。

## 6

堀南は、政治と宗教との関係を、四種に区別した。神威政治——教会の権勢を以て国家を支配するもの、教主政治——国家の政権を有するものが併せて宗教を支配するもの、政教聯合——政府と教会とが相約して制限を定めたもの、宗教自由——宗教と政治と全く分離して関係しないもの。時世の進捗は、神威政治から宗教自由へと移行していった。宗教自由の制度が最も正理に合し、文明国に最も適するものとの認識に立っている。そして、我国に於ても、信教の自由が公認されることになった。仏教及基督教をはじめ種々雑多な宗教が「安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限り」布教を許されることになる。森刺殺事件に鑑みても、神社非宗教を明らかにしなければならない。「吾輩は神人の際を明らかにして、國家の典礼と宗教の運動とを混同するの誤謬を予防し、上は立法者の参考に供し、下は一般社会の注意を請はんと欲する者あり。所謂神社の措置即ち是なり」(2-385)と問題を指摘する。

抑も、神社なるものは、概ね皇祖皇宗を奉祀するか、建国の元勲佐命の功臣を祭るものである。それは国家の皇室を奉戴し功臣を優待するという典礼を明らかにしただけである。いずれの国に於てもみられるものである。「然るに後世之を知らず、偶ま神社を欽仰崇敬するの鄭重を極むるに会へば、直に神社を寺院視し、是れ亦神社なり是れ亦宗教なりといふ者あり」(2-385)。これはソクラテスを崇拜しその学理を宗教視して、ソクラテスは神なり、哲学は宗教なりというに等しい。伊

勢の太廟をイエルサレムの神殿と同一視し、之を犯す無礼を以て、耶蘇教と回々教の争斗と同様なものというのもいる。全く謬見である。庸俗の輩をして是等の謬見を持つにいたらしめたのは、一つには政府が神社と仏寺とを同一の社寺局で管理せしめていること。二つに神主などに神道の宣布を承認していることである。神道とは、我国の国風を指称せるもので、一つの道德若しくは儀礼に属するもので、決して宗教ではない。神主などに神道の宣布を殆ど本業の如くするものの現われたため、世俗の惑は甚しくなったのである。この惑は、帝国憲法の制定に伴い、議員選挙法第十二条に於て「神官及諸宗の僧侶又は教師は被撰人たることを得ず」となし、依然として、神官を他の僧侶耶蘇教師と同一視していることに胚胎しているのである。これを是正しなければならない。

神道が既に宗教でないとすれば、神社は宗教的対象ではない。政府が憲法に示した信教の自由を確立するためには、神社を全く布教条例から除外し、国家の典礼と宗教的対象とを判然と区別すべきである。宗教的対象から除外された神社と神官との維持は如何にすべきか。国民全体の敬意を表し國費をもって維持するのは神官と官國弊社に止め置くべきである。その社の守護者は吏員としてこれを任免し、其の社の守護と祭祀の典礼を司らしめる。而して、他は一切地方自治体に一任すべきである。而して、其の守護者の司掌は政府の直轄するところと同様になさしめる。しかば、国民は典礼に属するものと、宗教に属するものとの境界線が截然とすることによって、両者の混同より来る弊害を免がれることができる。

然し、神道により一派の教義を立て教徒を集め、自から祠宇を設け之を崇拜せしむるものがある。これは宗教と認め布教条例の下に置けばよい。斯くの如きことになれば、等しく古忠臣を祭る祠宇が、一は宗教的対象となり一は然らずという奇觀を呈することになるが信教の自由として之を認めなければならないというのである。

堀南はいう「吾輩が斯く典礼と宗教とを判別するに急なる所以のものは、古来国民の崇敬を表し來りたる所の神社は、大概肇國開基立徳垂仁の祖宗列聖に非ざれば、建勲佐命靖難死節の忠臣に非

ざるなし。是れ實に我日本國民の皇室に忠にして國家を愛するの精神煥發して出来りたるものにして、又此神社あるが為めに我国の歴史を喚起し、益々忠愛なる國民精神を感發せしむるに足るもの有り」(2-388) 然るに、信教の自由が認められ雜多な宗教が並立せんとするとき、神社を寺院視すれば、やがて之を輕侮するにいたるやもしれず、其の影響は終に國家及び皇室にまで及ばないという保証はない。と深い憂慮を示している。この憂慮からのがれるためには神社非宗教を確立することによって、古礼の純粹性を維持する必要があるものである。

## 7

今日、神社非宗教論の問題が想起されるのは、終戦記念日の8月15日に「首相」が靖国神社に参拝することを巡ってである。靖国神社は宗教法人である。「首相」といえば公人である。公人が参拝するのは憲法第20条(信教の自由)に抵触するということである。昭和50年、戦後初めて三木首相が自民党総裁として参拝の予定がキリスト者や野党の強い反対で、私人としての参拝に切り替えられた。今年、私人として参拝したはずの福田さんが、総理大臣の肩書を記帳し物議をかもした。この問題について、毎日新聞の記事は、ごく一般的平均的な見解を示していると考えるので引用する。「現に靖国神社が存在し、参拝者の列が続いている。

〈公人〉と〈私人〉は一つの身である以上、不離一体である。福田首相も過去の経緯を承知の上で参拝に踏み切ったものと思われる所以、この際〈公人〉だ〈私人〉だなどとの逃げの論理を排して〈公人〉の立場を明白にすべきではなかろうかー中略ー数年前、私は戦争で長男を亡くした義母を伴って靖国神社を参拝したことがある。確かに祭祀は神式であったが、宗教とは感じられなかった。義母は参拝によって一つの安堵感を味わったようだが、別にその後靖国神社を拝むのでなく、従来どおりの浄土真宗によって仏壇に手を合わせている。私は〈参拝するのが宗教活動なのだろうか〉と思う。ー中 略ー靖国神社を国家護持にすることには憲法89条との関係で強い疑問を持つが、宗教性の極めて乏しい同神社を〈公人〉が参拝しただけで、国家が宗教活動をしたことになるのだろ

うか。」(昭和53年8月25日)

碣南を今日あらしめば、靖国神社を宗教法人から除外し、国家護持にすることを主張するだろう。神道を宗教と認めないのだから、神式といわれる祭祀も問題にはならない。しかし、上述せし如く、神道を宗教視し、神社を宗教的対象と考えるものにおいても、それは個人の信教の自由だとするところに、碣南の曖昧さが残るのである。毎日新聞記者も「確かに祭祀は神式であったが、宗教とは感じられなかった」といっている。宗教的祭祀ではあるけれども、自分は宗教とは感じられなかったということであろうか。然し、頭を垂れて祈念する義母の心情は宗教的情念ではないのか。社頭に額衝くのと仏壇に手を合わせると、全く別種的心情だろうか。従来、これは神棚と仏壇とが同居する日本人特有の宗教意識と説明されている。若しも、シンクレチズムを日本の宗教意識の特徴として是認すれば「自衛官合祀違憲訴訟」には問題性などないことになろう。

また、三重県津市で、公共建造物建設の地鎮祭を神式でやるのは憲法違反であるという訴訟が起され、クリスチャン裁判官が如何なる判決を下すか興味をもたれたが、結局、「地鎮祭は日本人の習俗的慣習である」という判決であった。神式という宗教的祭祀は習俗的慣習なのである。碣南はこの判決を妥当とするだろう。碣南は神道=非宗教、神社=非宗教の立場に立ってこの習俗的慣習を認めているのであるが、一部神道家は仏教、基督教に対する超宗教として神道を考えている。そして、人々の朝に神棚夕に仏壇という宗教意識が、その神道觀を支持する結果となっているのではなかろうか。この宗教意識との対決なくして基督教信仰の純粹性はあり得ないと考える。神社非宗教論はすぐれて政治的発想である。碣南は宗教として真宗を最も高く評価している。その評価も国民教化の道具としての有効性に基づいている。国民主義が彼の宗教であったといえるのである。